

【相談内容】

No75.道路メンテナンス年報について

○メンテナンス年報（令和5年8月）の32ページに「判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで（5年以内）に措置を講ずべき」という文言が記載されているが、その根拠を教えてください。

【助言内容】

○メンテナンス年報（令和5年8月）の32ページに「判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで（5年以内）に措置を講ずべき」という文言が記載されているが、その根拠については、「道路橋定期点検要領（平成31年2月 国土交通省 道路局）」の3ページに記載のとおり、判定区分Ⅲは「道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」、判定区分Ⅳは「道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。」に拠る。

○ちなみに、判定区分Ⅲについては、「判定区分Ⅲである道路橋や部材については次回定期点検までに措置を講ずべきである」との記載がある。

○よって、「判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで（5年以内）に措置を講ずべき」という文言が記載されている。